

仕様書（案）

1 目的

この仕様書は、小金井市（以下「市」という。）が委託する市立保育園施設更新調査に関する支援業務を受託者が適切に遂行するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 履行期間

契約確定日の翌日から令和9年9月30日まで

3 調査対象施設

(1) わかたけ保育園

所在地：小金井市前原町3丁目11番12号

構造等：RC造・2階建て

延床面積：589.48 m²

建築年月：昭和45年3月

(2) 小金井保育園

所在地：小金井市本町5丁目6番19号

構造等：RC造・2階建て

延床面積：969.51 m²

建築年月：昭和58年6月

(3) けやき保育園

所在地：小金井市梶野町1丁目2番3号

構造等：RC造・3階建て

延床面積：1619.57 m²

建築年月：平成25年8月

4 支援にあたっての前提条件

調査対象施設の保育規模（人数）は、市から提供される情報に基づくものとする。本業務には、保育規模の検討は含まない。

5 支援の内容

(1) わかたけ保育園の整備に関する検討

- ① 施設更新手法（建替え又は大規模改修）の比較検討・選定
- ② 構造体調査（鉄筋探査、コア抜き：6本、圧縮強度試験、中性化試験を含む）
- ③ 仮設園舎・移転建替え先の候補地の整理・比較（3ヶ所以上）
- ④ 整備手法の検討（現地建替え、移転建替え等）
- ⑤ 必要諸室の検討
- ⑥ 大規模改修又は建替えプラン（案）の検討
- ⑦ 概略工程の検討
- ⑧ 概算事業費の検討

⑨ 設計・施工発注方式の検討

(2) 小金井保育園に関する長期修繕計画の検討

① 劣化状況の整理（法定点検等）及び現状確認

② 複合する施設（上之原会館）との面積の見直しに関する検討（現地の確認含む）

※複合する施設との面積の見直しは、各施設の面積やバランスの検討までを対象とする。

③ 長期修繕計画の検討

※長期修繕計画の検討にあたっては、複合施設も含めた建物全体を対象とする。

(3) けやき保育園に関する長期修繕計画の検討

① 劣化状況の整理（法定点検等）及び現状確認

② 複合する施設（児童発達支援センター）との面積の見直しに関する検討（現地の確認含む）

※複合する施設との面積の見直しは、各施設の面積やバランスの検討までを対象とする。

③ 長期修繕計画の検討

※改修計画の検討にあたっては、複合施設も含めた建物全体を対象とする。

(4) 庁内検討部会（公共施設等総合管理計画策定推進本部部会）の開催支援（5回）

① 資料作成

② 委員会参加

③ 議事録作成

(5) 市民意見の反映

① 市民ワークショップの企画及び実施（1回以上）

・当日配布資料の作成

・ワークショップ当日のファシリテーションの実施

※市民ワークショップの参加者抽出、参加者への周知、会場確保等は含まない。

② 保護者アンケートの実施支援

・アンケート項目案の作成、集計結果の分析

※アンケートの実施（アンケートフォームの作成及び回答収集）は含まない。

③ ①、②実施結果の計画書等への反映

(6) 計画書及び概要版の作成

(7) 業務報告書の作成

(8) 打合せ協議（6回）

6 成果品

成果品は、以下のとおりとし、納入先は、小金井市子ども家庭部保育課とする。

(1) 対象施設ごとの施設改修等計画書(本編) 各5部

(2) 対象施設ごとの施設改修等計画書(概要版) 各5部

(3) 業務報告書 2部（正副各1部）

(4) (1)～(3)の電子データ

一式 (CD-R 等)

7 提供資料

必要に応じて、次の資料を提供する。

(1) 躯体健全性調査報告書及び建築物耐震改修等評価書（わかたけ保育園）

(2) その他

その他の資料については、必要に応じて都度、市の保有する資料を提供する。

8 受託者以外への提供の禁止

受託者は、委託された業務に伴い知り得た個人情報を、それが秘密と考えられるものであるか否か、またその目的を問わず第三者に提供することを禁止する。

9 事故発生時の報告義務

受託者は、個人情報について紛失、き損、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、遅滞なく市に報告し、市の指示を受けなければならない。

10 実施機関の検査に応じる義務

市は、個人情報を保護するため必要があると認めるときは、市の職員を立ち会わせ、業務について調査し、又は受託者に履行状況の報告を求めることができる。

11 提供資料等の返還・廃棄・消去

受託者は、業務に関する個人情報について、保管の必要がなくなった時点で速やかに返還、廃棄又は消去しなければならない。

12 情報の管理方法

データの取り扱いに当たっては、データの保護管理体制について適正な管理を行い、個人情報の滅失、き損等の事故を防止しなければならない。

13 遵守事項

受託者は、仕様書に明記がない場合であっても、法令・条例の趣旨に照らし必要と認められる業務は、市と協議の上、誠実に履行するものとする。

14 その他

業務を遂行する上で疑義が生じたときは、協議する。